議案第98号

大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

大田原市法定外公共物管理条例(平成14年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

種別		使用料	
		単位	金額 (円)
電柱・支柱		1本1年につき	6 3 0
電柱・電話柱		1本1年につき	5 6 0
その他の柱類		1本1年につき	5 6
埋設工作	内径が0.4m未満のもの	1メートル1年につき	1 3 0
物	内径が0.4m以上のもの	1メートル1年につき	2 4 0
li角路	幅員6m未満のもの	1平方メートル1年につき	1 1 0
	幅員6m以上のもの	1平方メートル1年につき	2 2 0
1 1 1 1 1 1 1		表示面積1平方メートル1年	2,000
		につき	
その他のもの		1平方メートル1年につき	1 0 0

を

Γ

種別		使用料	
		単位	金額 (円)
電柱・支柱		1本1年につき	5 6 0
電柱・電話柱		1本1年につき	5 0 0
その他の柱類		1本1年につき	5 0
	内径が0.4m未満のもの	1メートル1年につき	1 2 0
	内径が0.4m以上のもの	1メートル1年につき	2 1 0
通路	幅員6m未満のもの	1平方メートル1年につき	1 1 0
	幅員6m以上のもの	1平方メートル1年につき	2 2 0
広告塔		表示面積1平方メートル1 年につき	2,000
その他のもの		1平方メートル1年につき	1 0 0

に改める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。